

不良債権のディスクロージャー 地方銀行の自主開示への取組みとそれが示唆するもの

国際証券 山中壽一

ここ 1~2 年一部の地方銀行（第二地銀を含む広義の概念）の情報開示に対する積極的な取組みが目立っている。IR（インベスター・リレーションズ：株主・投資家向け広報活動）のための会社説明会を開催する地銀が 30 行に達し、CR（コミュニティ・リレーションズ：地域顧客向け広報活動）のためのミーティング実施行を加えるとその数は 50 近くとなる。そこからは各銀行の情報開示に対する問題意識がはっきりと読み取れ、経営姿勢の優劣を判断する材料ともなっている。その縮図が不良債権のディスクロージャーである。

わが国における不良債権開示のアクションは 10 年前の 1992 年 4 月までさかのぼる。大蔵省（当時）が 92 年 3 月末時点の都銀・長信銀・信託 3 業態の 6 か月以上延滞債権額が合計で 7~8 兆円と口頭で発表したことが嚆矢となった。銀行毎の開示は 93 年 3 月期決算から始まるが、当初は都銀・長信銀・信託の破綻先債権額と延滞債権額、地銀等の破綻先債権額だけに限られていた。以降、逐次、対象金融機関の拡大、不良債権の定義・開示基準の見直し等が行われ、現在はすべての銀行にリスク管理債権（貸出金を対象に、不良債権を破綻先、延滞、3 か月以上延滞、貸出条件緩和債権に分けて開示）と金融再生法開示債権（総与信を対象に、債権を破産更生等、危険、要管理、正常に分けて開示）の開示が義務づけられ、それがミニマム・スタンダードとなっている。

一部の地銀が自主的に取組んでいるのは、自己査定に基づく、分類区分（総与信を対象に、債権を 分類、 分類、 分類、非分類に分けて開示）と債務者区分（総与信を対象に、債権を破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先に分けて開示）の開示である。これらは不良債権の実態をより正確に表わすと考えられている。都銀・長信銀・信託等の大手行がミニマム・スタンダードの開示に足並みを揃えるなか（メガバンク 4 行は今もそのスタンスを変えていない）で、99 年 3 月期にはフロントランナーである横浜銀行が債務者区分を開示、以降、債務者区分・分類区分を開示する地銀が着実に増加し、今日に至っている（2001 年 9 月期中間決算では IR 実施行の 9 割が自主的に開示）。

債務者区分自主開示派地銀の問題意識は、「経営の透明性を高め、顧客や株主の信頼性を確保していくためには踏込んだ開示が不可欠。それを実践していくことが自らの課題と認識している」（静岡銀行・松浦康男頭取）や「マーケットが求めている情報を開示するのは当然のこと。そうした姿勢を積極的にアピールし、投資家の評価の改善につなげたい」（北日本銀行・佐藤安紀頭取）という声に集約される。そこでは自己責任、自助努力を踏まえ新しい経営モデルを構築しようとする姿勢を垣間見ることができる。

